

防衛省における太陽光発電の導入に関する整備計画

〔令和7年12月22日
地球温暖化対策実行計画
推進・点検委員会決定〕

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和7年2月18日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府施設における太陽光発電の率先導入について」（令和5年9月27日公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、防衛省における太陽光発電の導入に関する整備計画を定める。

1. 太陽光発電の導入目標

(1) 設置可能な建築物及び敷地の考え方について

防衛省における太陽光発電設備が設置可能な建築物及び敷地（以下「設置可能な建築物等」という。）の件数は、最適化事業（※1）等の進捗を踏まえて確認していくこととしており、設置可能と確認ができた建築物及び敷地から順次設置を検討していく。

太陽光発電設備の設置可能性については、環境省が取りまとめた地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく政府実行計画に関する実施状況調査（以下「F U調査」という。）において、簡易判定基準（別添）を定めている。本基準も踏まえ、設置可能な建築物等については、以下のとおり整理する。

建築物：建築基準法における全ての建築物ごとに各判定項目を確認し、簡易判定基準でA判定（設置可能性が高い）、B判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な建築物とする。

敷 地：建築物に付随する敷地について、簡易判定基準でA判定（設置可能性が高い）、B判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な敷地とする。

また、簡易判定基準で、C+判定（その他の要因がある）、C-判定（技術的要因がある）の建築物及び敷地についても、既に太陽光発電が設置されている場合や、追加で設置される場合がある（※2）。こうした建築物又は敷地がある場合は、設置可能な建築物等の件数に含めるものとする。

※1 全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新等に係る計画（マスター・プラン）を踏まえた事業。

※2 例えば、簡易判定基準では調査時点での空きスペースで判定するため、調査時点での太陽光発電設備を導入済みで空きスペースがない場合はC-判定となる。

設置可能な建築物等の考え方は見直されることがあり得る。また、簡易判定基準でA判定又はB判定となった場合でも、現場の状況によって太陽光発電の導入が困難であるなど、実際の設置可能性が異なる場合が考えられることから、今後、最適化事業等とともに、より詳細な調査を継続的に行い、設置可能な建築物等は必要に応じ適切に見直すこととする。

(2) 件数ベースでの目標について

政府実行計画における目標は、2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することとされている。本目標は、太陽光発電設備が設置された建築物及び敷地の件数をベースとするものである。

ここでの設置可能な建築物等の件数については、上記(1)の考え方によるものとし、防衛省における件数ベースの目標は、設置可能な建築物等の件数の約50%以上とする。本目標は、政府実行計画で太陽光発電目標が定められた2021年度以前に導入された件数（18件）も含むものとする。

設置済みの件数については、以下のとおり計算するものとする。

建築物：導入時期、設備容量によらず、当該の建築物に太陽光発電設備が導入されれば導入件数1件と数える。

敷地：建築物1件ごとに対応させて敷地の件数を数えることが困難なため、基本的に同一防衛施設で1件とする。導入時期、設備容量によらず、当該の敷地に太陽光発電設備が導入されれば導入件数1件と数える。

※ 防衛施設は国有財産口座名単位とする。

本計算方法に基づく防衛省の設置可能な建築物等の件数と件数ベースでの目標は最適化事業等の進捗を踏まえて確認・検討する。

なお、「自衛隊施設における太陽光発電設備の整備方針について（通達）」（防整施（事）第173号。令和7年3月28日）を踏まえ、当該自衛隊施設全体として必要となる電力量の確保に要する発電規模に応じた太陽光発電設備の整備を基本とする。

(3) kWベースでの目標について

エネルギー需給の見通しにおける公共部門の新規導入見込みである6.0GWの推計は、下記のとおり行われている（※）。

- ① 既設を含む国・地方公共団体のポテンシャルの最大値から、設置面積が確保できない、日射時間が短い、形状が複雑な屋根である等の場合や、老朽施設の割合を差し引き、設置可能な設備容量のポテンシャルを求める。
- ② ①のポテンシャルの約50%に導入するものとする。
- ③ ②から既設相当量を差し引き、新規に設置が可能なポテンシャルとする。

※ 総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生

防衛省におけるkWベースでの目標についても同様の考え方とする。すなわち、以下のとおり計算するものとする。

- ① 上記(1)の設置可能な建築物等に応じた導入可能な設備容量を求める。
- ② ①で求めた全体の設備容量の約50%以上に導入するものとする。
- ③ ②から2021年度までの既設分の設備容量を差し引く。

なお、「自衛隊施設における太陽光発電設備の整備方針について（通達）」を踏まえ、当該自衛隊施設全体として必要となる電力量の確保に要する発電規模に応じた太陽光発電設備の整備を基本とする。

2. 太陽光発電の導入実績と目標達成に向けた今後の導入量

防衛省の2024年度までの太陽光発電導入実績は下記のとおり。

- 2024年度までの件数ベースの導入実績：20件
- 2022～2024年度に導入された設備：47.7kW

2030年度の目標達成に向けて、2025年度以降に導入が必要な太陽光発電の導入量は最適化事業等の進捗を踏まえて確認・検討する。

3. 導入に向けた取組について

2030年度に向けた太陽光発電の計画的な導入に当たり、設置可能な建築物等の精緻化等に関する工程表を作成するとともに、導入場所の候補となる建築物、敷地に関する詳細な調査・検討を行いつつ、「自衛隊施設における太陽光発電設備の整備方針について（通達）」を踏まえて本整備計画を実施する。

(1) 工程表

- 2030年度に向けた設置可能な建築物等の件数の精緻化等についてのタイムラインを示した工程表は別紙のとおり。

(2) 導入候補箇所の調査・検討

- 設置可能な建築物等について、設置可能容量や設置可能性を考慮し、導入候補箇所の絞り込みを行う。
- 候補の絞り込みにおける基本的な考え方は以下のとおり。

- 基本的には、A判定の建築物・敷地を候補とする。ただし、建築物において「空きスペースに影響する建替え、改修、建物廃止、解体計画」で建替えや改修予定があるためにB判定となっている場合は、建替えや改修に合わせた太陽光発電の導入を検討する。
 - 既存の電気設備との接続、自衛隊の運用上の事情等、各地域及び部隊における特徴も踏まえて検討する。
- 候補となる建築物、敷地について、必要な情報収集や調査、検討を順次実施する。
 - 確認、検討の基本的な内容は以下のとおり。
 - 候補となる建築物、敷地に関する各種図面を確認する。
 - 候補となる建築物の屋根の耐荷重等を確認する。
 - 合同庁舎の場合、入居する省庁間での調整が必要となるため、建築物、敷地を管理する省庁と連携して検討を行う。
 - 必要に応じ、PPA方式での導入についても検討する。
 - 導入に当たっては、リサイクル可能性を考慮する。

(3) 具体的な太陽光発電の導入について

- 上記(1)及び(2)を踏まえた各年度の導入場所や導入時期、導入量については、最適化事業等の進捗を踏まえて確認・検討し、着実に導入を進める。
- 追加的に設置が可能な箇所があるか否かは、継続的に検討を行う。

(4) その他

- ペロブスカイト太陽電池等の新技術については、これまで形状や耐荷重の観点から設置が困難であった屋根や壁面への導入が期待される。現時点では1(1)の考え方において考慮していないが、今後、社会実装(生産体制、施工方法の確立等)の状況を踏まえながら、設置可能な建築物等や導入目標等について精査・検討を深化させる。

4. 整備計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本整備計画の推進・点検は、内部部局及び各機関の関係課室の協力を得て、地方協力局環境政策課において行う。

5. 整備計画の見直しについて

- 設置可能な建築物等や目標は、詳細な調査や現場の状況の変化等により変わりうるものである。このため、毎年度の政府実行計画のFU調査や、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議における進捗状況の確認、上記3(2)の結果、4. の点検結果等を踏まえ、隨時見直し、精緻化を行い、本整備計画に反映するものとする。

工程表

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030
・マスター・プラン (全国の駐屯地・基地等 を対象に、自衛隊施設の 集約・建替え等、既存施設 の更新等に係る計画)	・マスター・プランの作成					
・太陽光発電設備の導入 に関する整備計画の具 体化・精緻化	・候補箇所を絞り込み、詳細な調査を実施 ・調査結果を踏まえ、導入箇所・時期を検討		・継続して候補箇所の調査を行い、導入計画を精緻化			
・太陽光発電設備の導入	・最適化事業等の進捗を踏まえて確認・検討し導入を進める					
	・既に導入を計画している箇所について、着実に導入					
ペロブスカイト太陽電池 等新技術への対応	・社会実装（生産体制、施工方法の確立等）に向けた取組に積極的に協力					
	・社会実装（生産体制、施工方法の確立等）の状況を踏まえながら、設置可能な建築物等や導入目標等に について精査・検討を深化					

○ 設置可能な建築物の簡易判定基準

各判定項目における判定例レベルの一番低いものを当該建築物の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
建築物の耐震対策	新耐震基準	A
	旧耐震基準（耐震対策実施済）	A
	旧耐震基準（耐震対策未実施）	C-
海岸からの距離	0m～100m 未満	B
	100m～500m 未満	B
	500m～1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量	0cm～100cm 未満	A
	100cm～150cm 未満	A
	150cm～200cm 未満	B
	200cm 以上	C-
空きスペースに影響する建替え、改修、建物廃止、解体計画	建替え予定：2030 年度以前	B
	建替え予定：2030 年度より後	B
	建替え予定：時期未定	B
	空きスペースの改修予定：2030 年度以前	B
	空きスペースの改修予定：2030 年度より後	B
	空きスペースの改修予定：時期未定	B
	建物廃止予定：2030 年度以前	C-
	建物廃止予定：2030 年度より後	B
	建物廃止予定：時期未定	B
	解体予定：2030 年度以前	C-
	解体予定：2030 年度より後	B
	解体予定：時期未定	B
空きスペースの面積	計画なし	A
	20 m ² 未満	C-
屋根形状	20 m ² 以上	A
	陸屋根	A
	折板屋根	A
	傾斜屋根（瓦）	B
	傾斜屋根（金属）	A
	スレート屋根（大波スレート除く）	A
	大波スレート屋根	C-

	曲面屋根	B
	テント式屋根	C-
	その他	B
空きスペース全体が年間を通じて日影になるか	なる	C-
	ならない	A
建築物における電力使用状況	平日、休日ともに電気を使用している	A
	主に平日のみ電気を使用している	B
	年間を通じて電気の使用量が無い、もしくはほとんど無い	C+
	不明	B
太陽光発電設備を設置できない他の要因	ある	C+

○設置可能な敷地の簡易判定基準

各判定項目における判定例レベルの一番低いものを当該敷地の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
地盤強度・地耐力	設備設置可能と確認	A
	設備設置可能か未確認	B
	設備設置不可	C-
海岸からの距離 ※建物と同じ情報	0m～100m 未満	B
	100m～500m 未満	B
	500m～1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量 ※建物と同じ情報	0cm～100cm 未満	A
	100cm～150cm 未満	A
	150cm～200cm 未満	B
	200cm 以上	C-
廃止計画	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030 年度以前	C-
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030 年度より後	B
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：時期未定	B
	計画なし	A
空きスペースの面積	20 m ² 未満	C-
	20 m ² 以上で柵塀等の設置の必要はない	A

	20 m ² 以上で柵塀等の設置面積が確保可能	A
	20 m ² 以上で柵塀等の設置面積が確保不可	C-
空きスペース全体が年間を通じて日影になるか	なる	C-
	ならない	A
ソーラーカーポート等で建築物の場合、建築基準法の建ぺい率・容積率が足りるか	敷地に導入する太陽光発電は建築物でない	—
	建ぺい率・容積率いずれも足りている	A
	建ぺい率・容積率いずれかが不足する	C-
	建ぺい率・容積率について未確認	B
敷地と付随する建築物を合わせた電力使用状況	平日、休日ともに電気を使用している	A
	主に平日のみ電気を使用している	B
	年間を通じて電気の使用量が無い、もしくはほとんど無い	C+
	不明	B
PV設置できない他の要因	ある	C+